

平成27年度第7回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	平成28年3月17日（木）13時30分～15時
場 所	江別市民会館 37号
出席委員	押谷会長、佐藤副会長、五十嵐委員、岩崎委員、小出委員、津嶋委員、中井委員、林倉委員、星委員、丸山委員、最上委員、山崎委員（12名）
欠席委員	河瀬委員（1名）
事務局	渡部生活環境部長、五十嵐生活環境部次長、湯藤環境室長、鈴木廃棄物対策課長、中町施設管理課長、和田庶務係長、佐藤指導係長、松井減量推進係長、中村減量推進係主査（資源化担当）、岡田減量推進係主任（10名）
傍聴者	1名
会議次第	1. 開会 2. 生活環境部長挨拶 3. 議事 (1)審議事項 江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて 4. その他 マイナンバーの確認について 5. 閉会
配布資料	・江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）についてのパブリックコメント結果（資料1） ・パブリックコメント結果に係る事務局修正（案） ・江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて（答申）（案）

▼会議内容

【開会】

○廃棄物対策課長

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は定数13名のうち12名の出席があり、過半数を超えておりますことから、本審議会は成立しております。

ただ今より、平成27年度第7回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

○生活環境部長挨拶

雪溶けが進み、ようやく衣替えできそうな季節になってまいりました。

この廃棄物減量等推進審議会におきましては、市長の諮問から数えて今回4回目をもちまして、答申の内容についてご審議いただく段になりました。

これまで、長期間にわたり、色々にご審議いただきまして、本当にありがとうございます。今回の中間見直しのパブリックコメントは、先月2月8日から30日間実施いたしまして、1人の市民の方からコメントをいただいております。詳細につきましては、後程担当者からご説明申し上げますが、建設的な意見となっておりますので、これも基本計画に反映をさせながら、中間見直しの素案の確定という形で進めてまいりたいと思います。

平成28年度も間もなく始まりますが、審議会でもとめていただいた案を大事にしまして、今回このような形で計画ができた以上は、達成に向けて色々な形で施策を展開させ、皆様方のご期待に応えるような行政を進めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力いただきたいと思います。

これまでご審議いただきましたことに感謝申し上げますとともに、本日改めてお気づきの点がございましたら、忌憚のない意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○廃棄物対策課長

議事に入る前に、廃棄物減量等推進審議会の公開につきましてご説明いたします。

市では、江別市情報公開条例第20条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するために、審議会等は支障のない限り公開を原則としており、この審議会でも傍聴者を認めております。

また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに市のホームページ等で公開いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

本日は、1人の傍聴希望者が待機しております。入場いただいて、これ以降の議事を傍聴いただくと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員了承)

(傍聴者入室)

○廃棄物対策課長

傍聴者の方に申し上げます。

会議の開催中は、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明するような行為はご遠慮いただいておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

○廃棄物対策課長

それでは、次第「3. 議事」に入りたいと思います。

これ以降の議事の進行につきましては、押谷会長にお願いいたします。

○会長

改めまして、皆さんこんにちは。それでは、以降の議事を進めさせていただきます。

本日の議題は1件です。江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し案について、パブリックコメントを実施したところ、市民の方よりコメントが1件寄せられているということです。それに基づいて審議を行ってまいりたいと思います。それでは、事務局よりパブリックコメントの内容について、ご説明願います。

【議事】

(1) 審議事項

江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

○減量推進係長

江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）についてのパブリックコメント結果についてご説明いたします。[資料1](#)をご覧ください。

この度のパブリックコメントは、委員の皆様に審議していただきました、『江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）』について、平成28年2月8日から3月8日までの30日間に、広く市民からの意見を募集したものであります。

意見の募集結果につきましては、お一人の方から、4件の意見の提出がありました。

資料の裏面をご覧ください。

「寄せられたご意見」と、「ご意見に対する市の考え方」、及び「意見の反映状況」について記載しております。

なお、「意見の反映状況」については、資料1の表、「意見に対する考え方の区分」に従い、事務局案として記載させていただいております。計画案への反映については、この後審議していただければと思います。

寄せられた4件の意見の概要につきまして説明いたします。

1件目として、「生ごみの減量化については、資源物収集の品目拡大が急がれるが、収集運搬については、拠点回収や市民が持ち込むなど市民参加の資源物収集で生ごみの削減を目指すことが重要である。分別品目の拡大は、市民の排出利便性を阻害するとはどういうことでしょうか。」という意見。

2件目として、「事業系ごみの削減について、指導・啓発だけでは、削減は進まないと思われる。事業所ごとの指導だけでなく、要指導事業所を集めた講習会などの計画が必要ではないか。」という意見。

3件目として、「減量のための市民へのコスト意識改革について、市民の参加で減量に取り組むためには、手数料が年間1世帯当たりいくらかかっているのかなど、具体的なことで意識改革が出来るのではないか。そのための資料を丁寧に提案してほしい。」という意見。

4件目として、「ごみ処理費用の比較について、将来の修繕費を積み立てるのではなく、費用として計上するのはおかしいのではないか。予算があまった場合に、どのようにも処理できる費用計上は認められない。」という意見。

これら4件の意見をいただきました。

寄せられたご意見に対する市の考え方について、

1件目の、生ごみの減量化については、

「資源物収集の品目拡大につきましては、施策1-8)に記載のとおり、リサイクルの推進と収集運搬・処理コストのバランスを考慮しながら検討してまいります。

なお、「市民の排出利便性の阻害とはどういうことでしょうか。」というご意見でしたが、このことにつきましては、中間見直し案の33ページをご覧ください。

施策1-8)「資源物収集の品目拡大の検討」の、2行目「一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民の排出利便性を阻害する面もあり、この間のバランスが大切です。」と記載しております。

このことにつきましては、市では分別品目を拡大した場合、市民の分別の手間や、現在の収集区分のいずれかの収集日と振り替えることが「市民の排出利便性の阻害」に繋がると考えたため、この様な記述をしましたが、市民に誤解を招く恐れもありますので、記述内容について検討させて頂きたいと考えております。」としております。

意見の反映状況については、(A)「意見を受けて案に反映するもの」と考えております。

2件目の、事業系ごみの削減については、

「事業系ごみの排出量につきましては、事業所の規模や内容により違い、その量の推移を市民1人1日当たりと同じように記載することは適当ではないと考えております。

事業所への指導等につきましては、施策2-5)に記載のとおり、引き続き許可業者と連携して、講習会の開催も含めた指導・啓発に努めてまいりたいと考えております。」としております。
意見の反映状況については、(B)「案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」と考えております。

3つ目の、減量のための市民へのコスト意識改革については、
「ご意見のとおり、ごみの減量のための市民のコストに対する意識改革は重要であると考えており、今後は広報等を活用して、市民のコストに対する意識改革の啓発に努めてまいります。
また、計画(案)を読みやすく改善するご意見につきましては、次の計画の策定時に反映させていただきたいと考えております。」としております。
意見の反映状況については、(C)「案に反映していないが、今後の参考等とするもの」と考えております。

4つ目の、ごみ処理費用の比較については、
「施設修繕費の平準化につきましては、環境クリーンセンターの平成19年10月から平成34年3月までにかかる維持管理や修繕費等の総額を、当該期間を等分した委託料を支払うことにより平準化するものです。」としております。
意見の反映状況については、(E)「その他の意見」と考えております。

これらの寄せられた意見について、計画案への反映をどうするかについて、審議していただきたいと思っております。

なお、寄せられた意見の公開につきましては、個人を特定せずに市ホームページなどでの公開を予定しております。また、意見提出者へは個別に通知はいたしません。
説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。パブリックコメントで4件のご意見が寄せられたということですので、それぞれについてご審議いただきたいと思っております。

4件の内容は、ただ今ご説明がありましたように、資料1「江別市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(案)についてのパブリックコメント結果」の裏面に書かれております。

1つ目につきましては、リサイクル品目の拡大について検討していくという内容の記述でありますので、この部分はそれで結構かと思っておりますが、「市民の排出利便性の阻害」という記述について、誤解されてしまうのではないかということから、「意見の反映状況」の区分については、(A)の「意見を受けて案に反映するもの」ということで、委員の皆様にご審議いただき、必要に応じて、修正していただきたいと考えているところです。

お手元に「江別市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(案)」の冊子をお持ちでしょうか。先ほどご説明がありましたように、33ページ「1-8)資源物収集の品目拡大の検討」というところの記述でございます。ご確認いただいて、何かご意見があればお寄せいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○林倉委員

「阻害する」という言い方は、少々きつい表現ですね。「市民の利便性を考慮し」や「配慮し」、「バランスが大切」などという内容ですね。

利便性というのは、テレビ番組などでも、分別の種類が多すぎると市民への負担が大きくなる
とか、置く場所に困るというような問題が報道されています。決して分別することが良くないこ
とだというわけではなく、分別が細かくなりすぎたとき、市民にとっては排出しづらくなり、大
変になって、きちんと分別がされなくなるという問題があります。このことは全国的にも報道さ
れており、決しておかしいことではありません。「阻害する」という表現は、改めて読むと、確
かに違和感があります。

○会長

施策として「阻害する」という表現は、何か逆行している感じもいたしますので、修正が必要
ではないかというご意見ですが、他にはいかがでしょうか。もちろん、修正が必要ないというご
意見でもよろしいですけれども。

○津嶋委員

やはり修正した方が、市民にとってはわかりやすいのではないかと思います。

○会長

いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○津嶋委員

ただ、文案に関しては、以前の議事録でもそうなのですけれども、録音したものを基に、色々
とお書きになっているようなのですが、かなり誤謬があります。その点については、せつかくの
審議会ですので、きちんと校正をされた上で、議事録として掲載した方がいいのではないかと
思います。

語尾に関しても、もう少し規律ある日本語を使っていたきたいなと思います。「阻害」とい
うのは、かなりきつい日本語なので。この漢字2文字を使うことで、どれだけ江別市が日本語に
不便な人たちが仕事をしているのだろうかというふうに捉えられるというのは、江別市民として
は大変残念ですので。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○会長

議事録については、基本的には発言をそのまま載せますが、公開前に委員の皆様へ一度内容の
確認をお願いしますので、そのときに確認をしていただければというふうに思います。内容など
違いますか。

○津嶋委員

違います。以前の審議会でも、林倉委員が発言されたこともそうなのですが。

○林倉委員

そうですね。しかし、審議会でお話ししたら修正されていました。私が「この語句はこうじゃ
なくて違うことです」という話をしましたら、その後すぐに直されていました。

○会長

発言した内容と全く違うことで修正されることがあればもちろん間違いですけれども、ご意見
があればお寄せいただきたいと思います。

それはそれとしまして、今回のパブリックコメント1件目に対しての、「阻害」という言葉がやはり少々違和感があるところだと思いますので、修正してまいりたいと思います。何か具体的な修正のお考えはいかがでしょうか。

事務局の方で案がありましたら、提示いただいて、叩き台とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○中井委員

「阻害している」という部分だけに議論が集中していますが、1件目に関してもう一つ意見があります。

1件目では、資源物収集の品目拡大について、具体的な内容のパブリックコメントが寄せられているものに対して、市の考え方として「バランスを考慮しながら検討してまいります。」と答えています。そして、「意見の反映状況」の区分は、(A)「意見を受けて反映するもの」ですよ。

そうであれば、「どのように反映させるように」考慮しながら検討していくのかということについても、対応の案を具体的に言っていただかなければならないと思います。ここでは、「反映します。」と言っているだけで、具体的な反映の内容がわかりません。ですから、その点も一緒に議論しなければならないと考えます。

○会長

確認いたしますが、1件目のコメントは、2つのポイントについてご指摘されているのだらうと思います。

まず、「資源物収集の品目の拡大が急がれる。」という点については、中間見直し案の中に、「分別品目の拡大について検討していきます。」と記載しているところです。ですから、必要に応じて検討されると理解しているところなのですが、中井委員のご発言の趣旨は、どこにおありになりますか。

○中井委員

「検討してまいります。」というだけで、どのような検討をしているのかということに全く触れていないことです。パブリックコメントでの意見は、非常に具体的に出されていますよね。ですから、どのような検討をするかという考え方があれば、教えていただきたいですし、そうでなければ、(A)だという判定をそのまま容認することはできません。

○会長

事務局の方からお願いします。

○廃棄物対策課長

事務局としては、「市の考え方」に記載の「リサイクルの推進と収集運搬・処理コスト」の部分について述べさせていただきます。リサイクルの推進は、当然必要と考えておりますが、分別の品目を拡大することによって、収集運搬の処理コストもかかる形になります。

収集運搬のコストは、例えばですけれども、札幌市と同様にした場合を考えますと、札幌市の収集回数は、江別市に比べて年間で約1.6倍ですから、収集コストも当然約1.6倍にはなると考えられます。ですから、今の江別市の収集業務委託費を基にしますと、大体2億円以上かかるという計算になります。

また、こちらの「処理コスト」とは、環境クリーンセンターの処理コストにあたります。環境クリーンセンターでゴミを焼却するとき、排熱のエネルギーを使って発電等も行っています。そういう部分がマイナスになるといったような面もありますので、「バランスを考慮しながら、検討してまいります。」ということです。以上です。

○会長

そのようなところで、バランスを考えて検討するという事です。もちろん、リサイクルの推進については、目標値もありますから、推進していかなくてはいけないのですけれども、収集運搬や処理コストが増加するという面とのバランスを考慮して検討する、というふうに書かれているわけです。

中井委員のおっしゃった点は、お寄せいただいたパブリックコメントの中に、例えば、「樹木の剪定枝葉、草花等の回収・堆肥化、石狩市のペーパーリサイクル」などのことについて、具体的に書かれているから、具体的に市の考え方を書かなくてはいけないのではないかというご意見かもしれません。ただ、今のところそこまでは私たちも議論してはいませんし、今後の施策の中で、総合的な判断の中で検討されるというふうに理解しているところです。ですから、そういう表現ではいかがなのでしょう。もう少し具体的に書くということでは、少々難しいのではないかとこのように思いますが。

○五十嵐委員

その部分は、「施策1-8)資源物収集の品目拡大の検討」において、下2行に網羅されているのではないですか。「市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他プラスチック、雑紙、木・枝木等について分別収集の要望がありましたが、上記のデメリットを踏まえ、分別品目の拡大について検討していきます。」という部分において、「樹木」「木・枝木」の表現などは、寄せられたパブリックコメントと文言は多少違いますけれども、上記のデメリットという、いわゆる「上3行のデメリットを踏まえて、分別品目の拡大について検討していきます。」ということを行っているわけです。寄せられたパブリックコメントでも、「削減を目指すことが重要でないか。」ということですから、それに対応する答えは、この下2行に納まっているのではないかと思います。そういう理解ではいかがでしょうか。

○会長

ありがとうございます。五十嵐委員にご説明いただいた感じがしますが、いかがでしょうか。

○中井委員

私もそれは気が付いていましたが、だからこそ、そうであれば、中間見直し案に書いてあるからということで、市の考え方を答えるべきではないでしょうか。

○津嶋委員

一つよろしいですか。議事進行に携わることですので。中井委員が、一生懸命事務局の方に回答を求めています。この審議会は、会長が議長ですので、議長に回答を求めるとは思いません。そして、議長の段階で、それを割愛するなり、却下するなりなどについても、議長の権限だと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

そのような形で進めているつもりなのですが。ご意見をいただいていますけれども、それは、事務局にそのまま振っているわけではございません。私の方でもいただいていますので、それは気をつけたいと思います。

このようなご意見を受けまして、念のため確認させていただきますが、この議事は私たち審議会の議事ですので、審議会の中で収めていただいて、必要があれば、事務局から説明していただくというふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

つきましては、今、審議会でご議論されています内容を確認します。中井委員からご意見がありまして、それについて五十嵐委員の見解を発言していただきました。このことについて、中井委員からも、その内容は理解しているというご発言もありました。その上で、いかがでしょう。今の中井委員のご意見は、そういうことが中間見直しに書かれているということを書いた方がよいというご趣旨ですか。

○中井委員

そうです。「1-8）資源物収集の品目拡大の検討」の下2行に、ほぼ必要な事項が書いているわけです。ですから、その箇所に意見が反映されているという説明があれば、納得したわけです。

○会長

それについては、五十嵐委員からもありましたように、「ご意見に対する市の考え方」において、1行目に「施策1-8）に記載のとおり」と書いてありますので、読み取ることができると思います。

このことについて、審議会から事務局へお尋ね申し上げますが、これを踏まえて、「検討してまいります。」という記述ということで間違いございませんでしょうか。

○廃棄物対策課長

間違いございません。

○中井委員

わかりました。

○会長

この部分については、このような形で進めてまいりたいと思います。

続きまして、パブリックコメント1件目について、もう一点の議論を進めてまいります。「市民の排出利便性の阻害」という箇所が、少々強烈な言い方であるということについて、議論の叩き台とするために事務局から案を提示いただいて、それを基に検討してまいりたいと思います。事務局より資料をお配り願います。

○減量推進係長

お配りいたします。

（資料「パブリックコメント結果に係る事務局修正（案）」配布）

○会長

それでは、事務局より、修正案を読み上げていただけますでしょうか。

○減量推進係長

施策1-8）から読み上げさせていただきます。

「混ぜればごみ、分ければ「資源」というように、リサイクルの推進にはより細かな分別が求められます。

一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりではなく、**市民による分別作業の負担が大きくなる側面もあり、**この間のバランスが大切です。

市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他プラスチック、雑紙、木・枝木等について分別収集の要望がありました。上記のデメリットを踏まえ、分別品目の拡大について検討していきます。」

以上です。

○会長

全文読んでいただきましたが、太字・下線で書かれている部分をご確認ください。この部分は、「市民の排出利便性を阻害する」という箇所を、「市民による分別作業の負担が大きくなる側面もあり、」というように書いていただきました。いかがでしょうか。

○林倉委員

この案でほぼよいと思いますが、修正前の案では、「利便性の阻害」と「コストの増加」という2つの悪影響に対して、「上記のデメリット」という文言で受けていたと思います。

今回の修正案についても、確かに「デメリット」で受けてもおかしくはないのですが、決して分別品目を拡大することが悪いことではありませんし、分別作業を積極的に進めていただくことも悪いことではありませんので、「デメリット」と書いた場合、それは「必要のない悪いことが増えますよ。」というニュアンスも出てくると思います。ですから、ここは、「上記の要件を踏まえ」ですとか、そういうような表現ではいかがでしょうか。「デメリット」という表現は、少々きついのではないかという感じがします。

○会長

他にも、いかがでしょうか。

○津嶋委員

今の林倉委員の意見は、おっしゃるとおりだと思います。計画方針案などは、なるべく過激な言辞は避けた方がいいと考えます。カタカナの表現でわかりやすいときもありますけれども、あえて「デメリット」という言葉をここで使う必要があるのかと思います。先ほどの「阻害」もそうなのですが、徒にこれを読む人の耳に障るような言葉は、なるべく避けた方がいいのではないのかと思います。

○会長

ありがとうございます。他にも、いかがでしょうか。

○中井委員

「デメリット」という表現が適当でないということについては、賛成できません。理由については、「そういうデメリットがあるから、品目の拡大を検討していく」というふうに述べているわけですから、これは、このままでもよいのではないのでしょうか。

○会長

中井委員から「デメリット」という表現は、そのままでよいのではないかというご意見があり、林倉委員と津嶋委員から「デメリット」という表現に違和感があるというご意見もありました。

「デメリット」の対義語に「メリット」がありますが、この箇所では、メリットは記述されていません。こういう記述の場合は、両方が表現された上で記述しないと、先ほどの「利便性を阻害する」と同様に、誤解される恐れがあるということだと思います。

そのような前提の元、林倉委員は、例えば「上記の要件を踏まえ」などの表記により、色々なことを考えて総合的な判断の上で検討されるというような表記でのご意見があります。また、公式文章では、あらゆる意味で徒に誤解される言葉を使用することは避けるべきではないかというご意見を、津嶋委員からいただいています。そういう意味で、今申し上げたようにメリットという表現がされていない中で「デメリット」だけをことさら強調されることは、避けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

中井委員のご意見も理解できるのですけれども、今回については、様々なことを総合的に判断してというふうな表現の趣旨となります。分別の拡大が必要であるということが書かれていて、その一方で、コストの増加や、市民の分別作業の負担が大きくなるということも書かれていますので、そういう意味で、いわゆる要件を踏まえて、総合的に判断するということの表現になります。ですから、できれば「上記のデメリット」という箇所を、「上記の要件を踏まえ、分別品目の拡大について、総合的に検討する」というような表現にはいかがでしょうか。

(異議なし)

○会長

よろしいですか。それでは、確認させていただきます。「1-8) 資源物収集の品目拡大の検討」におきまして、「排出利便性を阻害する」という文言については、事務局の修正案をそのまま生かし、「市民による分別作業の負担が大きくなる側面もあり」という文言に修正いたします。また、最後の行では、「上記のデメリットを踏まえ」を修正し、「分別収集の要望がありました。上記の要件を踏まえ、分別品目の拡大について、総合的に検討してまいります。」というように表現に変更させていただきますが、よろしいですか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは、1件目について、そのように修正いたします。

続きまして、寄せられたパブリックコメント2件目「事業系ごみの削減について」の審議に移ります。審議会でも議論されていますように、事業系ごみの排出削減は大きな課題となっておりますので、そういうことを具体的に書いた方が良いのではないかという、パブリックコメントの意見ではないかと思えます。例えば、家庭系ごみについては、1人1日当たりのごみ排出量の資料があるので、事業系ごみはないという指摘です。

「ご意見に対する市の考え方」の案では、事業系ごみと言いましても、大小様々な規模の事業所があるものですから、1事業所あたりのごみ量等の平均値を並べても、数値にあまり意味がなくなり、適当ではないという趣旨だと思えます。この案について、何かご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐委員

「ご意見に対する市の考え方」の上3行の記述については、そのとおりであると思えますので、ここはこのままでよいのではないかと思えます。

下3行については、このパブリックコメントを寄せられた方は、おそらく、中間見直し案「2-5) 事業系ごみの適正処理 (1) 事業所への指導・啓発」を読み、「引き続き効果的な指導や啓発を行っていきます。」との文言から、「指導と啓発だけ(講習会の開催を除く)」と捉えられたように思えます。

「指導・啓発」という文言に、講習会開催の意味を含めている場合は、全く問題ないと思うのですが、コメントを寄せられた方は、「講習会などの計画も必要ではないか」とおっしゃっていますので、もし、特に問題がなければ、この文言をそのまま中間見直し案に入れた方がよいのではないかと思います。

今後、本審議会のパブリックコメントについて、市のホームページに掲載される時、この資料1のような形で「寄せられたご意見」と「ご意見に対する市の考え方」が掲載されると思います。そのような掲載形式だからよいというのであれば、現状の「ご意見に対する市の考え方」案でよいと思うのですがけれども、やはりそうではなく、中間見直し案に入れるということであれば、「ご意見に対する市の考え方」の言葉どおり、「引き続き、許可業者と連携して、講習会の開催も含めた指導・啓発に努めてまいります。」と記載するのがよろしいのではないかと思います。

○会長

五十嵐委員よりご意見をいただきました。他にも、何かご意見などございますか。

○中井委員

パブリックコメントを寄せられた方は、具体的に実行するという観点でコメントされていると思いました。それを、「指導・啓発に努めてまいります。」という、従来どおりの回答を記載するというのはよいのかと思いました。

ですから、例えば、そういった活動を充実して推進していくというふうに、五十嵐委員のご発言のように、計画の推進等についてそのまま書き込むべきであるというご意見も含めまして、私としましては、やはり前進する努力を具体的に示さなければ、パブリックコメントを出した方に答えていないのではないかと考えます。

○津嶋委員

パブリックコメントを出した方に対して、市の考え方をこの資料に表記されていますので、それを全て基本計画に落とし込む必要はないと思います。ですので、今のご発言は、ご訂正するか撤回なされたいような気がいたします。

○会長

小出委員も何かございますか。

○小出委員

この中間見直し案を見ますと、「2-5) 事業系ごみの適正処理 (1) 事業所への指導・啓発」において、「取り組みが進んでいない事業所も一部見られる」という、要するに、指導が十分行き届いていない、徹底されていないという記述があります。それに対して、このパブリックコメントでは、「要指導事業所を集めた講習会」というご指摘をされているわけですから、それに対する答えが書かれていないような気がいたします。

ですから、「指導が十分行き届いていない事業所に対する指導・啓発をどうするか」ということに対するコメントをした方がよいと思うのですが、伝わりますでしょうか。

○会長

「事業所全体に対して、指導や啓発を行うということで中間見直しが行われているけれども、まだ十分ではないですとか、必要な事業所に対しては、さらに指導を強化した方がよい」というのがパブリックコメントの趣旨であるからということですね。

○小出委員

それに対する答えが足りないのではないのでしょうか。

○会長

他の方、ご意見いかがでしょうか。

○山崎委員

「要指導事業所だけを集めた講習会の実施」というのは、可能なことなのでしょうか。

○林倉委員

実際に、やっています。過去には、ある程度以上のごみ大量排出事業者や、医療関係事業者など特定の事業所を集めた講習会というのは、実施されています。私も、現場の事業者として、過去の講習会では、何度か講師として呼ばれたこともあります。

○山崎委員

それは、組合の講習会ですか、市の講習会ですか。

○林倉委員

市の講習会です。

○山崎委員

わかりました。

○会長

林倉委員からもご説明いただきました。

そうしましたら、パブリックコメントにありますような、事業系ごみに関するいわゆる要指導事業者に対する指導や講習会を、市はどのように行っているのかにつきまして、事務局よりご説明いただきたいと思います。

○資源化担当主査

事業所のごみの指導については、具体的には、例えば有限会社豊栄様などの一般廃棄物収集運搬業許可業者が、事業所から出るごみを直接収集し、環境クリーンセンターに搬入するというわけです。そのような事業系ごみは、私たちが直接見るものではないのですが、(1)における「ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所」といいますのは、アンケート調査をしたとき、「事業所から出るごみを家庭ごみとして出している」などと回答される事業所などのことです。

そのような事業所に対しては、ごみの処理方法が違うことは説明させていただいていますが、業種によって出されるごみの内容は異なりますので、ごみの分別もかなり違ってきます。そういう事業所について、同種のグループごとに集まっていたいただき、市がセミナーを開いて、指導させていただいています。以上です。

○会長

このように、市も対策をされているということですが、一部の要指導事業所に対する指導・啓発をどうするかという小出委員のご意見もあります。

中間見直し34ページの「2-5) 事業系ごみの適正処理 (1) 事業所への指導・啓発」において、ここでの「啓発」などについて、いわゆる行政用語で書かれているわけですが、寄せられたパブリックコメントでは、「講習会が必要ではないか」ということでもありますので、基本的には、この部分を変更しない方向でのご提案です。

一番最後の行で、「取り組みが進んでいない事業所も一部に見られることから」というところを、「事業所に対して」というような表現でいきますと、特定の対象になるという気がいたしますが、どうでしょうか。そのようなことをご提案させていただきたいと思いますが、何かご意見はありますでしょうか。小出委員、このような表現ではいかがでしょうか。

○小出委員

そうですね、特定しづらくなりますね。大丈夫だと思います。

○中井委員

強化するという言い方を加えていただくということについては、会長の仕切りにより、わかりました。しかし、私は津嶋委員から前言を取り消せと言われるのは、納得がいきません。強化してほしいということを入れましょう、という意見を発言しているわけです。

○津嶋委員

納得されなくても結構です。

○中井委員

納得しないということが問題ではなく。

○押谷会長

少々お待ちください。私たちは、別に言い争いをするために議論しているわけではありません。ですから、津嶋委員も、前言を取り消せなどということではなく、私たちはここでは自由な発言をさせていただいていますので、前言を取り消すというわけではないというふうに理解させていただきますけれども。

○津嶋委員

わかりました、おっしゃるとおりですね。撤回という言葉は不適當だったようです。それは、逆に中井委員に謝罪いたします。

○会長

はい。それでは、撤回という言葉はとらせていただきますけれども、基本的には自由な発言の場であると理解してください。中井委員、そのようなことでよろしいですか。

○中井委員

わかりました。

○林倉委員

よろしいですか。寄せられたパブリックコメント2件目の内容で、「資料をみるとH21年とH26年比較で、事業所が△7.8%、従業員数△12.2%」となっておりますが、私も今探しているのですけれども、この数値などは、どちらを参照しているのでしょうか。

○会長

中間見直しの12ページをお開き願いたいと思います。12ページの（家庭系ごみのような形で）書いてはどうかということだと思います。

○中井委員

家庭系ごみと同じような形ということですね。

○林倉委員

「資料をみるとH21年とH26年比較で、事業所が△7.8%、従業員数△12.2%となっているが、ごみの排出量は△3.5%にとどまっている。」となっておりますけれども、この比較数値の根拠資料が不明です。

これは、以前の審議会でもこだわってお話ししているとおり、事業所数、従業員数、あるいは工業生産数、人口パーヘッドというような客観的指標ではなく、「事業所数が減っているけれど、何だか努力が足りないのではないか」というのは、非常に感覚的な言い方になるものですから。事業系ごみについては、実際の工業生産や流通の量などのもう少し多角的な視点と、事業所の規模から見たごみ量がどうであるかということ、きちんと検討した方がよいのではないかと何回も申し上げているところです。

今回も、このような形で、「事業所がこれだけ減っている、従業員数も減っているのだけれども、ごみ量はこれしか減っていない」といいますが、この数値はどこからきているのでしょうか。もし、パブリックコメントが、このまま市のホームページに掲載されるのであれば、この内容が一人歩きしてしまいますので、この数字がどこからきているものなのか出典をはっきりさせたいと思います。もし、どこかに載っているのであれば、教えていただきたいです。

○会長

事務局からお願いします。

○廃棄物対策課長

まず、事業所数と従業員数については、4ページにございます。

○林倉委員

これは、以前の審議会でも申し上げたとおり、各集計の基準が大きく違います。また、この記載内容を見ても、平成21年度と平成24年度ですので、パブリックコメントにおける平成21年と平成26年の比較というのは、理解ができないところです。

○廃棄物対策課長

その箇所（年次）については、おそらくごみ排出量の部分も含めて、パブリックコメントを寄せられた方が勘違いされている可能性があります。

○林倉委員

もし、この方がミスリードをされてこのようなコメントの表現をされたのであれば、この文面がこのまま市のホームページ等で、中間見直しの資料から用いた数字として出回るということがないようにだけ配慮をしていただきたいと思います。

「市民の方からこのようなパブリックコメントがありました」と数字入りでこの資料が公開されますと、この数値等が公式に載っているというような誤認をされては困ると私は思っています。この数字はこの資料には載っていないということになりますし、中間見直し4ページにおける産業の状況も、グラフの下に囲みで注意書きの記載がありますように、各基準が全く違います。

ですから、必ずしも継続的に比較されている数字ではないので、私は、この数字が一人歩きしてしまうのだけは困るという意見を申し上げております。

○津嶋委員

そうですね。それは、この「ご意見に対する市の考え方」の中で、明確に否定などをしなければ、江別市はこれを認識しているということになってしまいます。ですから、林倉委員のおっしゃるとおり、違うものであれば否定するべきです。ただし、パブリックコメントに対して、一概に全否定するというのではなく、数字は違いますが、以下の考え方を持っていますということ表現するべきではないかと思います。

○林倉委員

そうですね。この方のおっしゃっている考え方自体は、私は全く否定いたしませんし、賛成です。ただ、数字を具体的に書かれており、さらに根拠のない数字が書かれているというのは、いかがなものかという感じがいたします。

○会長

おっしゃるとおりと思います。他に何かご意見があればここでいただいておりますが、いかがですか。確かに、この数字の根拠は示されていないので。ちなみに、事務局にお尋ねいたしますが、平成26年の数字というものはあるのでしょうか。この資料には書かれておりませんが、何か他にはあるのでしょうか。ありませんよね。

○廃棄物対策課長

ありません。

○会長

はい。ということは、ここに書かれていることは、パブリックコメントを寄せられた方のミスリーディングといいますか、誤解になります。ですので、その点は、「パブリックコメントでこのようなご意見が寄せられているが、この部分については違う。」ということについて、きちんと記述していただくことが必要かと思います。その文言については、事務局と私の方で調整させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○会長

このことについて、いかがでしょうか。同じように、例えば、先ほど私も少々ミスリーディングしているのですけれども、中間見直し12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページには、家庭系ごみの状況が載っているのですが、パブリックコメントを寄せられた方からは、「1日あたり・1事業所あたり」という書き方ができないかということですが、これは、林倉委員もいつもおっしゃるとおり、あまり比較の意味を成さない数字になると思います。つきましては、事務局の当初案のままとさせていただいてよろしいですか。

(了承の声)

○会長

それでは、そのような形とさせていただきます。

まず、平成21年と平成26年の比較云々と書かれている部分については、これはどういう表現の記載がよろしいのか、今すぐには思い浮かびませんが、違う数字及び読み方という形であるということ、しっかりと「ご意見に対する市の考え方」の中に記述していただくということといたします。

それから、事業系ごみは、家庭系ごみの1人1日当たりと同様の形で記載するという事は、適当ではないということで、事務局案そのままといたしたいと思います。

また、講習会の開催等については、中間見直しに書かれているとおりにさせていただきますが、よろしいですか。

(了承の声)

○会長

それでは、2件目につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、3件目の「減量のための市民へのコスト意識改革」についてです。こちらは、(C)「案に反映していないが、今後の参考等とするもの」という反映状況という形で考えているということですので、「ご意見に対する市の考え方」では、このような記述をさせていただいているところだと思います。ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

今後、基本計画の全般的な見直しが控えております。今回は中間見直しでありますので、細かくは書かずにこのような形として、次回の基本計画策定の際、わかりやすい表現を考えていきたいということですが、よろしいですか。

○中井委員

今回の計画策定で反映させるものについて、今回は中間見直しなので、現計画の当初の議論から全面的に変えるような話はないということですので、このことはわかります。

そして、パブリックコメント3件目前半の「a) 1世帯あたりの家庭系ごみ処理負担額(石狩市参照)……」の部分で、ご意見のとおり、減量のための市民へのコストに対する意識改革は、重要であるということわかります。

ですから、そのようなことは、現在でも広報誌等を利用して実施しているというふうに、もっと明確に書くことと思います。コストについての意識を改革するために、市としては、「ごみに関するコストについて、広報誌に公開しています。」というふうに、この「ご意見に対する市の考え方」の中で、もっとはっきりと述べた方がよいのではないですか。

広報えべつ12月号掲載の「ごみコミえべつ」に、きちんと経費が出されていますよね。ですから、市の方もパブリックコメントを寄せられた方に対して、「ご意見に対する市の考え方」なので、相手に全部合わせるのではなくて、すでにこうしています、ということをごきちんと述べるべきだと思います。我々も、基本計画の見直しの中で、そのことも書き込んでいくべきだと思います。

○会長

今のことについては、中間見直し31・32ページの基本方針1に、「広報等による教育・啓発」、「広報機能の充実」というところで、ある意味しっかり書かれているというふうに理解しているところです。そして、これは基本計画でございますので、この部分には、具体的な数字を記載するものではないという考え方で記述されていると思いますが、いかがでしょうか。

啓発は、広報誌等を通して行っていますし、ごみ処理費用等についても、これまでも「ごみコミえべつ」や「広報えべつ」などに掲載されているところでもあります。そのように掲載されているというのを考えますと、基本計画の中に経費などを盛り込むということはふさわしくないような気はいたします。広報などで、その折々に啓発をしていますので、この部分はこのままでよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。中井委員の言っていることは、ある意味では計画の中に含まれていると思いますので、このままにさせていただいてよろしいですか。

(各委員了承)

○会長

それでは、3件目については事務局案のままの形で対応させていただきたいと思います。

続きまして、4件目について、これに対する意見の反映状況は、(E)「その他の意見」ということになっております。

このご意見は、環境クリーンセンターのことについて書かれていますが、私たちのこの審議会では、ごみの減量等についてどのように進めるかということを経験している場です。環境クリーンセンターは、市当局の考え方に基づいて、長期包括で委託契約を結んでいるというふうには理解しているところです。長期包括の委託については、例えば、ご意見にあります施設修繕費は、平準化をして毎年支払っているということでもあります。このことについては、当廃棄物減量等推進審議会では、環境クリーンセンターの運営方法、あるいは委託経費のあり方について議論の対象外と考えておりますことから、(E)という区分になっていると理解しているところです。この審議会では、環境クリーンセンターに委託するという、あるいは委託の内容については、審議の対象外というふうには理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○中井委員

今年度当初の議論から対象外ですね。そうであれば、「ご意見に対する市の考え方」については公開されるものですので、対象外だという考え方を明確に示すべきだと思います。

○会長

いかがでしょうか。当審議会では議論されておられませんので、どう議論されているのかということをおえて記述しますと、かえってややこしくなることも考えられるのではないのでしょうか。

「ご意見に対する市の考え方」において、このような形で環境クリーンセンターについて書かれていますが、審議会の議論によりこの考え方をまとめているわけではなく、市の考え方です。市の考え方に基づき、基本計画における表現については、この場で議論していますけれども、本件はそういう趣旨ではありませんので、このような表現で十分ではないかと考えるところですが、いかがでしょうか。

もし、あえて書くとしたら……、少々書きにくいところですね。ですから、これは基本計画には書けませんので、このような記載に留まるのではないかと思います。

○五十嵐委員

言葉尻だけをとらえて言うようですねけれども、この意見を寄せられた方は、「施設修繕費を平準化したため」ということで、施設修繕費のみについて意見を述べています。しかし、中間見直し案16ページのグラフ「2. 1人当たりのごみ処理費用の比較」では、「施設修繕費『等』を平準化したため」となっておりますので、おそらくですが、施設修繕費のみを予算に計上しているということはないと考えます。

しかし、このグラフについては、委託費としての維持管理費や修繕費等を含めた総額を按分しているから全国・全道平均を上回っているということ、要するに修繕費だけではないということを書いてあるのですけれども、その部分が読み取れなかったことであるように感じます。ですから、この形で問題ないと思います。

○林倉委員

パブリックコメントに対する回答としましては、確かにこのような形になるのではないかと思います。

費用の平準化については、よい面もよくない面もありますけれども、コメントから読み取れますような、修繕費を将来に積み立てておいて、使わなかった場合には予算が余るというようなことはありません。委託費は、長期包括で予算を組み、それを毎年ほぼ定額で支払い、それに加えてごみの量の変動に応じた変動費を若干支払っています。ですから、これは総額を按分しての定額払いですので、年度により予算が余るということはありません。

一方で、長期包括をしているから全国平均・全道平均を上回ってもよいのかという議論とはまた別の問題ではあります。そういうご指摘の意味合いが強いのか、それとも予算が余る委託のあり方はよくないということか、どちらに重点を置かれているのかが定かではありませんので、こういう形の回答しか、いたしかねる気がします。

○五十嵐委員

このパブリックコメントと回答が、併せて周知されるのであれば、そのまま記載するのが一番わかりやすいと思います。そこまで訂正する必要はないのではないかと思います。市民に対する周知として、市のホームページ上に掲載されることを踏まえれば、この形式でよいと思います。

○会長

確かに、記載しにくい部分です。このような記載に留めてよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○中井委員

計画において、この点に触れているわけですよ。確かに、コストについては、最初の仕切りで議論しないということになっていきますけれども、計画では、このとおり記載しているわけです。

パブリックコメントを寄せた方からしますと、今の回答内容であれば、回答されておらず、説明になっていないように感じるのではないのでしょうか。皆さんもご承知かもしれませんが、パブリックコメントといいますのは、意見を出した後に、質問などはできないものなのです。私も計画策定時にコメントを出していますが、出すことしかできないのです。このことは、中間見直しの中にも書くものではないというのわかります。これは、市の考え方を公にするものですから、言っていることが違うのであれば、違うという考えをはっきりと示すべきだと思います。

○会長

整理させていただきます。寄せられたパブリックコメントに対して、市としては、こういう対応をするということについては、ここに書かれている内容が回答書となります。そして、市のホームページ等、あるいは文書等で縦覧されるかもしれませんが、そういう形式で回答されます。

それを受けて、本審議会がどのような役割なのかといいますと、パブリックコメントに寄せられた意見について、中間見直しに載せる内容を議論していただくということになると思います。現状は、この長期包括運営管理委託をしており、それについては、例えば、16ページの1人あたりのごみ処理費用の比較という形で示されているということは記述されております。

また、それがどうして全国平均を上回っているのかということについては、平準化されているために、このような数字となるという説明でありますので、本審議会としては、これ以上のことは発言する役割を担っていないと考えます。

必要がありましたら、この審議会の役割ではありませんが、ご意見はいただけますけれども、基本的には、このパブリックコメントに対する回答は、市の事務局によって検討され、その内容を掲載することになります。従いまして、回答されていないということではないと理解しております。よろしいですか。

(各委員了承)

○会長

基本計画の内容としては、このパブリックコメントを受けて、他に修正はしないということでもよろしいでしょうか。

(各委員了承)

○会長

それでは、パブリックコメントで寄せられた4件のご意見については、以上のような対応を進めさせていただきたいと思えます。全体を通して、いかがでしょうか。前回は、パブリックコメントに上げるために、全体的な議論をいただいて、修正いたしましたけれども、どうしても気になる点があれば、ご発言いただきたいと思います。よろしいですか。

(各委員了承)

○会長

それでは、本日の議題であります、パブリックコメントを受けての、「江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し」については以上でございます。ご審議ありがとうございました。

○減量推進係長

答申書の文案についても、後程ご提示いたします。

○会長

中間見直しについて、市長から諮問を受けていますので、答申させていただきます。答申書の文案について、事務局よりご提示いただけますでしょうか。なお、基本計画中間見直しについては、審議に基づき一部修正をいたします。

○減量推進係長

基本計画の修正箇所につきまして、文言を確認させていただいてもよろしいでしょうか。

修正箇所は、3ヶ所であったと思えます。

1か所目は、33ページ「1-8) 資源物収集の品目拡大の検討」の2行目です。修正後の文言について、「一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民による分別作業の負担が大きくなる側面もあり、この間のバランスが大切です。」という文言でよろしいでしょうか。

続いて2か所目は、次の行で、修正後の文言について、「市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他プラスチック、雑紙、木・枝木等について分別収集の要望がありましたが、上記の要件を踏まえ、分別品目の拡大について、総合的に検討していきます。」という文言でよろしいですか。

最後に3か所目は、34ページ「2-5）事業系ごみの適正処理（1）事業所への指導・啓発」の4行目です。「しかし、廃棄物の分別不徹底、処理ルート等の理解不足のほか、ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所に対して、引き続き効果的な指導や啓発を行っていきます。」のように文言修正してよろしいでしょうか。

○会長

ただ今事務局から確認がありましたように、本日の審議により、33ページの「1-8）資源物収集の品目拡大の検討の部分」に2か所と、34ページの「2-5）事業系ごみの適正処理（1）事業所への指導・啓発」に1か所で、合計3か所の文言を修正するという事でよろしいですか。

（各委員了承）

○会長

では、以上のように修正させていただきます。

○減量推進係長

以上のとおり、修正させていただきます。

○会長

続きまして、事務局より、市長からの諮問に対する答申書の文案をお配りいただけますでしょうか。

（答申書案配布）

○会長

事務局より、読み上げていただけますでしょうか。

○減量推進係長

答申書（案）についてですが、昨年10月28日に市長から本審議会に対し、江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて、2つの事項が諮問されており、これに対する本審議会からの答申となります。

諮問されている事項は、

1つ目として、「基本計画中間見直しに伴う目標値の設定について」

2つ目として、「基本計画中間見直しに伴う施策の見直しについて」

であります。

この2項目に対し、計画案と併せ、市長へ答申するものであります。答申書（案）を一通り読み上げさせていただきます。

『江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて（答申）』

平成27年10月28日付27環廃第91号により諮問のありました標記の計画の諮問事項について、次のとおり答申いたします。

1. 目標値の設定について

目標値は、平成26年度実績値が現計画の中間目標値と比較して「排出抑制の目標値」と「資源化の目標値」は下回っているものの、施策を見直すことにより平成32年度の目標値の達成を目指すべきとの結論から、変更しないものとします。

2. 施策の見直しについて

施策の重点的に取り組む事項として、「ごみ排出抑制を促すための具体的な施策の展開と分別の徹底」、「民間事業者と連携した資源化の推進」、「ごみ処理における市民サービスの充実」、「経済的・効率的なごみ処理の継続に向けた、適正なごみ処理施設の維持管理」の4項目を掲げ、現計画で策定した34の施策を26の施策に整理統合するものとします。

答申書（案）については以上であります。

○会長

ありがとうございました。以上のような答申書をまとめていただきましたが、いかがでしょうか。内容の詳細は、本日ご審議いただいた内容も含め、答申させていただきますが、文言については、本日の審議会でのご意見を曲げないことを前提に副会長と私にご一任いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

（各委員了承）

○会長

それでは、答申書につきましては、私と、副会長の佐藤委員の2人で市長へ提出させていただきますと思います。皆様、年度末のお忙しい時期でございますので、2人にお任せいただいてよろしいでしょうか。

（各委員了承）

○会長

ありがとうございます。それでは、佐藤副会長よろしく願いいたします。審議については、以上でございます。その他について、事務局の方からご説明願います。

【その他】

マイナンバーの確認について

○減量推進係長

マイナンバー制度開始に伴う、委員報酬支払事務に関するマイナンバーの登録についてご説明いたします。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策などに関する事務で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、平成28年1月から社会保障、税等の手続きでマイナンバーの利用が始まりました。

これに伴い、委員の皆様への委員報酬の支払事務に係る伝票処理、及び「マイナンバー法」に基づく、源泉徴収事務に係る法定調書作成のため、委員の皆様のマイナンバーの登録が必要になります。

今回の審議会開催の案内に際し、マイナンバーの登録についての依頼文書と、「債権者口座登録等依頼書」を同封させていただきました。

「債権者口座登録等依頼書」につきましては、左上の個人番号欄に、12桁のマイナンバーを記入の上、審議会終了後に事務局まで提出の程をよろしくお願い致します。

収集したマイナンバーについては、漏洩がないよう厳重に取り扱いますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

なお、昨年12月に開催しました第6回審議会分の委員報酬につきましては、マイナンバー登録手続きの関係上、まだ皆さんの口座に振り込みをしておりませんが、今回の第7回分と合わせて、4月中に振り込みをさせていただきますので、ご了承願います。

説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。これは法制度に基づくものでございますので、ご協力をお願いいたします。その他、何かご議論などございますでしょうか。

計画の中間見直しについて、市長へ答申をさせていただくことをもちまして、今年度の審議は、本日をもって終わりとなります。ご協力ありがとうございました。これ以降の進行は、事務局へお返しいたします。

○中井委員

マイナンバーについて、本日は、あえて持ってきていません。どこまで機密保持されるのか事務局にお尋ねしたいのですが、金融機関など他のところでは、マイナンバーの部分に目隠し用の紙などを貼るようになっていきます。厳正に管理しますとおっしゃっていましたが、誰でも見られるわけですね。少なくとも、直接関係のない市職員も、マイナンバーがわかるわけですね。その部分を、もう少し具体的に説明していただいた上で、改めて持って来ようと思います。

○生活環境部長

回収の方法についてご説明します。銀行などの大きな組織になりますと、多くの方が処理しながら、書類等が回されていく形になりますので、リスク回避のためにも、目隠しシールをされていると思います。

我々は、担当者が厳正に保管し、支払い事務を執り行う会計の担当者に引き継ぎますので、マイナンバーの保管に関する情報漏えい等については、非常に気をつけて対応いたしますので、ご懸念のないようお願い申し上げます。いずれにいたしましても、中井委員の分については、担当者自らが受け取りにお伺いして、確実に封をさせていただきながら、厳重に保管いたしますので、ご心配なされないようよろしくお願いいたします。

○中井委員

審議事項ではありませんが、確認をさせていただきました。

○会長

市役所でも、個人情報の規定等があり、漏えいした場合には、おそらく罰則規程等もあると思います。

○生活環境部長

市役所全体での、取り扱いのルールも定めております。

○林倉委員

質問です。以前の予定表によると、今年度の審議会は、第9回までありますが、今後の開催について、ご予定が分かる範囲で教えてください。

○会長

事務局より何かありますか。

○減量推進係長

本日第7回をもって、基本計画の中間見直し案が固まりましたので、今年度の審議会については、今回が最後となります。

○林倉委員

第8回と第9回は、開催はしないということですね。

○減量推進係長

はい。よろしくお願いいたします。

○会長

おかげさまをもちまして、非常に効率的に審議がなされましたので、第8回と第9回は開催しなくてもよいこととなりました。ご協力ありがとうございました。

【閉会】

○廃棄物対策課長

本日はご多用な中、ご出席いただきありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第7回江別市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。